

プロジェクト

項目

第 32 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 32 回サステナビリティ基準委員会（2024 年 3 月 4 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。審議事項の番号は、第 32 回サステナビリティ基準委員会における資料番号を示している。

## 聞かれた意見

### IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発に対する意見

#### 「暫定合意のための意思確認」に対する意見（審議事項 A1-2 関連）

2. 法令の要請により報告が要求される指標とサステナビリティ関連財務開示の報告期間が異なる場合に、一定の要件をすべて満たすときは、当該指標の報告期間を用いることができることを定める案は、指標の報告期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間が乖離する場合でも、その乖離に上限は設けないという案との理解である。このため、結論の背景において、この旨を明確にすることが考えられる。
3. 法令の要請により報告が要求される指標とサステナビリティ関連財務開示の報告期間が異なる場合や、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下「温対法等」という。）の報告期間がサステナビリティ関連財務開示の報告期間と異なる場合でも、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と同じ報告期間を対象としなければならないという案は、例えば、重要性が乏しい一部の拠点の情報については、一般的な重要性の定めに基づき、当該指標や温対法等の報告期間を用いることもできるとの理解である。この旨を明確にすることが考えられる。

#### 「『サステナビリティ開示基準の適用』の文案」に対する意見（審議事項 A1-3 関連）

#### （「国家の安全保障を脅かす可能性のある情報」に関する意見）

4. 国家の安全保障を脅かす可能性のある情報に関する定めを置くべき理由として、法

令により開示が禁止される項目は法域により異なるため、このような定めを置かない場合には、我が国企業のみが情報を開示することを要求される可能性がある旨が説明されているが、この説明に説得力を持たせるために、我が国以外の法域における状況を説明し、我が国企業のみが開示を要求される蓋然性がどの程度であることを示すことも考えられる。

5. 国家の安全保障を脅かす可能性のある情報に関する定めを追加すべきではない理由として、国家の安全保障を脅かす可能性のある情報については、多くの場合、法令により開示が禁止されていると考えられるため、このような定めを追加する必要はないと考えられる旨を追加してはどうか。
6. 国家の安全保障を脅かす可能性のある情報に関する定めを追加すべきではない理由として、どのような情報が国家の安全保障を脅かす可能性のある情報に該当するのかについて、企業により判断が異なることによって、企業間の比較可能性を損なう可能性がある旨も追加してほしい。
7. 国家の安全保障を脅かす可能性のある情報に関する定めを追加すべきではない理由として、将来において国家の安全保障を脅かす可能性のある情報が識別された場合に、その具体的な内容に基づいて、このような定めを追加するかどうかを検討することも考えられる旨を追加してはどうか。
8. 国家の安全保障を脅かす可能性のある情報に関する定めについては、「極めて稀な場合」である旨を明示する等の対応は行われているものの、開示されない情報の範囲が無用に広がる懸念が依然としてあり、開示されるサステナビリティ関連財務情報の範囲が狭くなる可能性が排除できないと考えられる。また、本論点は、我が国特有の事情があるとは考えにくく、国際的な整合性の観点からも、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）が公表する「IFRS サステナビリティ開示基準」に追加して定めるべきものではないとも考えられる。このような意見も踏まえながら、国家の安全保障を脅かす可能性のある情報に関する定めを置く背景については、結論の背景で十分に説明すべきである。

#### **（その他の意見）**

9. ガイダンスの情報源について、ISSB が公表する「IFRS サステナビリティ開示基準」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源に含めないという事務局の提案に賛成である。

10. 法令の要請により報告が要求される指標とサステナビリティ関連財務開示の報告期間が異なる場合でも、サステナビリティ関連財務開示と同じ報告期間を対象としなければならないという定めを置くべき理由として、期間調整のための加減算によって実務的に対応可能である旨が記載されているが、このような期間調整がすべての指標について実施することが可能かどうかを検討してはどうか。
11. 法令の要請により報告が要求される指標の報告期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間との間の乖離については、法令上の手当てを行うことにより解消できる可能性がある旨を、結論の背景に追加してほしい。
12. 「本基準を適用する最初の年次報告期間」について、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）に準拠している旨を表明した最初の年次報告期間が該当するのか、又は準拠表明を行わない場合も該当するのか、明確化すべきである。
13. 結論の背景が SSBJ 基準を構成するものであることを明確にするため、結論の背景の冒頭に「本基準を構成する」との記載を行うことが考えられる。
14. 「別紙 A：有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性」は、国際会計基準審議会（IASB）の「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」という。）とは異なり、基準を構成するものであるが、結論の背景において、この別紙 A が SSBJ 基準を構成することとなった背景について説明してはどうか。
15. 「別紙」という呼称はなじみがないため、他の呼称とすることも考えられる。

#### 「『一般開示基準』の文案」に対する意見（審議事項 A1-4 関連）

16. 「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という。）の経過措置において、「適用基準」を適用する最初の年次報告期間において、「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という。）に準拠して気候関連のリスク及び機会のみについての情報を開示することができる定めが設けられている。この経過措置を適用した場合であっても、当該年次報告期間においては、「一般開示基準」（以下「一般基準」という。）も適用したうえで、開示すべき重要性がある情報がないという取扱いとなるとの理解である。「一般基準」における経過措置が適用可能な年次報告期間を明確化するために、この意図を明確化すべきである。

17. レジリエンスの評価の開示に関する結論の背景において、識別されたサステナビリティ関連のリスクに対して、企業の戦略及びビジネス・モデルの調整が必要かどうかについて、取締役会において検討している場合が例示されているが、取締役会ではなく、例えば、ガバナンスの定めのある表現を用いて、「サステナビリティ関連のリスクの監督に責任を負うガバナンス機関又は個人」としてはどうか。

### 『「気候関連開示基準」の文案」に対する意見（審議事項 A2-1 関連）

#### （「温対法等に基づく温室効果ガス排出量の報告」に関する意見）

18. 温対法等に基づく温室効果ガス排出量の報告に関する定め的前提として、原則として気候関連開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない旨を記載してはどうか。
19. 結論の背景において、「温対法等では、温室効果ガスの種類によって異なる 2 種類の報告期間が定められている」との表現がある。温対法等では、単一の年度に関する温室効果ガス排出を報告するにあたり、温室効果ガスの種類に応じて、2 種類の算定対象期間が存在する。これを踏まえると、結論の背景における「2 種類の報告期間」が何を指すのかが分かりづらいため、例えば「異なる 2 種類の算定対象期間が定められている」としてはどうか。
20. 結論の背景において、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温対法等に基づく温室効果ガス排出の報告期間との間の乖離が顕著な企業は、報告期間の末日を 3 月末としている企業であることが明らかになった旨が説明されているが、その背景及び根拠を補足してはどうか。
21. 結論の背景において、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準(2004 年)」(以下「GHG プロトコル (2004 年)」という。)と異なる方法により測定した温室効果ガス排出量を報告することができる定めを置く趣旨について、「同じような数字を 2 度計算することを企業に求めないようにする」と表現されているが、この内容が曖昧であり、具体的に説明してはどうか。

#### （「用語の定義」に関する意見）

22. 「CO<sub>2</sub>相当」の用語について、一般的には「CO<sub>2</sub>換算」という表現が用いられることが多いため、修正してはどうか。

23. 用語の定義に関する結論の背景において、「気候基準」では、サステナビリティ関連の実務においてこれまで使われてきた用語と必ずしも同じ表現を用いていないものがある旨が説明されているが、これは SSBJ 基準における用語の定義を、可能な限り IFRS S1 号及び IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）の定義と整合させることにより、国際的な整合性を確保することが目的であると理解しており、その意図を明確化してはどうか。

#### （その他の意見）

24. 気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会に関する産業横断的指標等の開示について、IFRS S2 号と整合的な定めを置くべき理由として、国際的な比較可能性の観点に加え、IFRS S2 号で要求されている定量的な情報の開示は、経営者の考えをより明確に伝えるものであり、主要な利用者の意思決定に有用である旨を結論の背景に追加してほしい。
25. スコープ 1 温室効果ガス排出及びスコープ 2 温室効果ガス排出について、報告企業に関するものと、その他の投資先に関するものとに分解して開示する定めについて、この定め目的は企業間の比較可能性を高めることであるとの理解である。その意図を結論の背景において明確にしてはどうか。
26. 温室効果ガス排出量の表示単位に関する結論の背景において、温室効果ガス排出量の合計値については、「端数処理後の排出量を合計し、表示することが考えられる」と説明しているが、要求事項のような表現にも読めるため、修文を検討してはどうか。
27. IFRS S2 号で用いられている「amount(s)」の訳語に相当する部分について、「気候基準」では「金額」又は「数値」と表現されており、明らかに金額を示すと考えられるものは「金額」とし、それ以外の情報も含まれる可能性があるものは「数値」としているとの理解である。しかしながら、「数値」という用語を用いた場合、あたかも「金額」に基づく定量的情報が含まれないかのような誤解を与える可能性があるため、「数値」という用語を用いる意図を結論の背景において説明すべきである。
28. IFRS S2 号において、温室効果ガス排出の「純量」は、温室効果ガス排出の総量から計画されているオフセットを差し引いたものと説明されており、「気候基準」の結論の背景でもその旨が説明されているが、これに加えて企業が保有する森林等による吸収量の取扱いについて、結論の背景において説明してはどうか。



## 『コメントの募集及び本公開草案の概要』の文案』に対する意見（審議事項 A1-5 関連）

### （本公開草案の開発にあたっての基本的な方針等に関する質問（質問 1）に対する意見）

29. 質問 1 は「本公開草案の開発にあたっての基本的な方針等に関する提案に同意するか」という表現となっているが、このような幅広い表現を用いると、これに同意しないという回答となった場合には、本公開草案自体を否定する回答となる可能性がある。例えば、「原則として国際的な基準の定めを取り入れる」という点に同意するかどうかといったように、的を絞った質問とすることが考えられる。
30. IFRS S1 号の分割について、我が国における IFRS S1 号に相当する基準を「適用基準」と「一般基準」とに分けて示すことを提案している旨が説明されているが、図表を用いて視覚的に理解できるようにすることも考えられる。
31. SSBJ 基準が 3 つの基準で構成される提案となっているが、「適用基準」及び「一般基準」が IFRS S1 号を基礎としていることと、「気候基準」が IFRS S2 号を基礎としていることを明確に記載することが考えられる。
32. 適用対象企業について、SSBJ 基準はプライム上場企業ないしはその一部に適用することを想定して開発が行われているため、金融商品取引法以外の法令によりサステナビリティ関連財務開示の開示が求められる場合や、法令に基づかず、任意でサステナビリティ関連財務開示を作成する場合については、あくまで SSBJ 基準の適用を排除するものではないとの理解であり、その意図を明確にすべきである。

### （その他の意見）

33. 「コメント提出にあたっての留意事項」について、どのような企業に SSBJ 基準を適用することを前提としたコメントであるかを提示することを求めているが、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（プライム上場企業ないしはその一部）だけではなく、「すべての上場企業に適用することを前提としたコメント」という項目を追加してはどうか。また、提出するコメント全体を同じ前提で記載することを求めているのか、個々のコメントの前提をそれぞれ記載することを求めているのか、明確にしてはどうか。
34. スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出量の合計値に関する質問 5 において、「IFRS サステナビリティ開示タクソノミ（案）」に言及しているが、これが何を指すのかを脚注等で説明することが考えられる。

2024年3月サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）への対応（審議事項 B11 関連）

35. 特段の意見は聞かれなかった。

以 上